

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
奥本健二	700,000	70.00
フォーライフ従業員持株会	24,100	2.41
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	16,500	1.65
花田康博	14,400	1.44
野村信託銀行株式会社(投信口)	12,600	1.26
日本証券金融株式会社	11,300	1.13
株式会社SBI証券	9,900	0.99
平田由世	8,000	0.80
宮下尚憲	6,400	0.64
小久保直也	5,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	奥本健二
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

奥本健二は、当社の創業者であり代表取締役社長であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引条件の決定に際しては、他の取引先と同様に市場価格等を勘案して合理的に決定し、特別な取引条件とはしない方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米田康三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田康三		株式会社アミファ取締役 株式会社タカギ取締役 アネスト岩田株式会社取締役 スリーフィールズ合同会社代表	事業法人の社長として豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関の経営者としても豊富な経験・実績・見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場から当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し選任しております。また、同氏を独立役員として指定しております。同氏は現在、スリーフィールズ合同会社の代表者であります。同社と当社との間には取引がなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。また、同氏は、他3社の取締役であります。これらの会社においては業務執行を行っておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として内部監査室(2名)を設けております。内部監査室は、各事業部門に対して業務監査、会計監査、経営監査の観点から年度計画に則した内部監査を実施し、コンプライアンスとリスク管理に向けた業務を遂行しております。内部監査室の行った内部監査の結果は、代表取締役及び監査役に報告されております。

監査役監査については、社外監査役4名(うち常勤監査役1名)で取締役の業務執行を監視するとともに、社内の業務活動及び諸制度を監査する内部監査室とも適宜情報を交換し、コンプライアンスの維持に意を配しております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。会計監査は、内部監査室が行った内部監査の内容や、監査役監査の結果の閲覧及び監査役との定期的な意見交換を行い会計監査業務の補完を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富澤廣	他の会社の出身者													
細川順弘	税理士													
田中真知子	その他													
武田茂	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

富澤廣		企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っているものと認識しており、社外監査役としての職務を適切に遂行しているものと判断しております。
細川順弘	税理士	税理士として培われた会計・税務に関する豊富な経験と専門知識を有していますので、会計監査を中心に当社社外監査役として取締役の職務遂行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていると判断しております。当社と同氏が所属する税理士事務所とは、税務顧問契約を締結していましたが、2017年3月31日を以て同税理士事務所との顧問契約は終了しており、株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
田中真知子	司法書士	司法書士としての豊富な実務経験に基づく企業法務全般における幅広い知見と十分な見識で当社社外監査役として取締役の職務遂行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていると判断しております。当社は、同氏に登記等の業務委託を行っていましたが、当社社外監査役就任に当たり当該委託は行っておりません。また、同氏が顧問を勤める司法書士事務所に対し登記関連業務を委託しておりますが、同氏は当社に関わる当該業務に關与しておらず、株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
武田茂	木村商事株式会社監査役	事業法人の審査・内部監査責任者を務めており、会社運営・財務経理の管理に関する高い見識を有しております。また、事業法人の取締役および監査役としても豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断しております。同氏は、左記の監査役であります但し同社と当社との間には取引がなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
取締役へのインセンティブ付与に代えて、毎年度の年俸及び退職金慰労制度によって業績に報いる方針であります。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の会議に関する社外取締役及び社外監査役への連絡及び情報提供につきましては、社長及び管理部門管掌役員よりeメール及び架電等により、その業務が円滑に行われるようサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく株主総会及び取締役会のほか、社外監査役4名、うち常勤監査役1名による監査役会を設置し有限責任監査法人トーマツと共に独立した立場から監査を受けております。代表取締役は取締役会により選定され、会社を代表すると共に業務の執行に当たっております。取締役会の下部機関として取締役、執行役員で構成される経営会議を設置し、原則月1回開催し経営計画の達成及び業務の円滑な運営を図ることを目的とし、事業推進における決裁事項、重要な検討事項、月次の各部門の業務執行状況の報告等、経営に関する重要事項について検証及び対策を講じております。

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員がとるべき行動の規範を示した「企業規範」を制定し、従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。

2 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱いに係る規定に基づき作成・保存する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会はリスク管理に係る規程を制定すると共に、組織横断的リスクを管理する。各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の管掌取締役が行うこととする。

・各部門の管掌取締役は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び関係諸法令に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

・代表取締役は、「役員規程」に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行う。

6 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社は関係会社を有しておりませんが、今後、該当した場合は、企業集団における業務の適正を確保すべく関係会社の管理に係る規程を制定し、それに基づく体制とする。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

・監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

・重要な社内会議で決議された事項

・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

・毎月の経営状況として重要な事項

・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

・重大な法令・定款違反

・重要な会計方針、会計基準及びその変更

9 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

・監査役は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

10 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については謝絶することを基本方針とし、これを社内規程において明文化する。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には速やかに取引を解消する。

・経営管理部を反社会的勢力対応部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針等を整備し周知を図る。

・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し有事の際の協力体制を構築する。

(2) 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、社外監査役4名(うち1名は常勤監査役)により構成される監査役会を設置しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役と、業法全般における幅広い知見を有する監査役を選任しております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、主要な拠点への往査を行うとともに客観的な立場から取締役の職務遂行状況を監査しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人に所属する公認会計士によって独立の立場から会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査業務が実施されております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名を選任しております。また、社外監査役4名で構成される監査役会を設置し毎月定例会議を開催しております。当社は、コーポレート・ガバナンスに関して、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えており社外取締役1名による取締役の監督及び社外監査役4名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が有効に機能させております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定により、社外取締役又は社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。なお、当社と各社外取締役及び社外監査役は、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(6) リスク管理体制の整備状況

当社は、不測の事態に迅速に対応し、損失を最小限に止めるため、リスク管理に係る規程等を整備すると共に、リスク管理責任者を設置しております。また、経営や業績に多大な影響を及ぼす恐れのある事象について、取締役会又は経営会議等の毎月開催される会議体の場において情報を共有し、早期に是正することができるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業領域を鑑み、独立性を有する社外監査役4名体制により適正な業務執行、迅速な意思決定、監査の実効性確保の観点からガバナンス機能を十分に機能させることが可能と判断しており、監査役会設置会社制度を選択しております。社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験から経営課題に対する提言を行うと共に、監査役会と適宜、取締役会の意思決定の適法性について意見を交わし、経営監督の実効性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の18日前(2017年6月9日)に発送いたしました。当社事業の状況や議案の内容等を十分にご検討していただけるよう招集通知の早期発送と、発送日以前の早期公表に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	第18回定時株主総会は、第一集中日の2017年6月29日を避け、2017年6月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月開催予定の第19回定時株主総会より、三菱UFJ信託銀行株式会社のインターネットによる議決権行使サイトを通じて実施する予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年6月開催予定の第19回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	対外的に公表している情報・資料につきまして、原則当社ホームページに掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ディスクロージャー及びIR情報のホームページ更新は経営管理部が主管部門として実施してまいります。また、IR活動は経営企画部が担当する計画であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業規範」におきまして、顧客、株主や社会から信頼され評価される企業であるべきと定めております。
その他	女性の役員は、社外監査役1名であり、管理職は現在2名であります。性別にかかわらず各役職員の業務執行能力に基づいて処遇を行っております。管理職・役員に相応しい人材を適材適所で登用する方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、現在会社法第2条6号に規定する大会社には該当しないため、同法362条5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築に関しては、重要事項であるとの認識から「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。その基本方針は、取締役をはじめ全役員職員の業務執行が法令、定款に準拠し、内部管理体制のもと、牽制が働く組織を構築するコンプライアンス体制の整備、損失回避のためのリスクマネジメント体制確立等により、企業の社会的責任を果たしていくことと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合には屈することなく毅然とした対応を行うことを基本的な方針とし、次のような体制としております。

- ・経営管理部管掌取締役をコンプライアンスに関する責任者と定め組織的な対応を原則としております。
- ・各種契約書、取引約款等に、反社会的勢力とは取引しない旨明記しております。
- ・本社所在地の特殊暴力防止対策協議会に参加(然るべき時期を予定)し、所轄警察署等との連携を図る方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

(1) 適時開示に関する基本方針

当社では、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、ステークホルダー並びに社会に対する責務であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(2) 適時開示に係る社内体制

1 適時開示対応のための部門の設置

ディスクロージャー及びIR情報のホームページ更新は経営管理部が主管部門として実施してまいります。また、IR活動は経営企画部が担当する計画であります。両部門共に、ディスクロージャー関連の業務経験を有した者を配置しており、適時開示に有効に対応できる体制となっております。

2 外部専門家の活用

適時開示に関して当社内で疑義が生じる場合には、対象事象に専門性を持つ弁護士やコンサルタント等の外部専門家に速やかに照会する体制の整備を検討してまいります。

3. 情報の適時開示の方法

会社法及び金融商品取引法に定められた会社情報の適時開示については、法令に定められた方法にて適正に行う方針であります。また、適時開示規則に該当する会社情報の適時開示については、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」へ登録し、速やかに報道機関に同情報を提供します。登録した情報は、当社ホームページにおいても掲載し公表する方針であります。

4. 適時開示に関する把握・フロー

1 発生事実

重大事故、災害等が発生した場合、直ちに所管部門から経営管理部に、また同部から代表取締役へ連絡することとなっております。万一、大規模災害等の天災や重大な事故が発生した場合は、代表取締役を統括責任者として緊急対策組織を編成し迅速かつ正確な状況把握に努め対策を講じることとしております。

2 決定事実

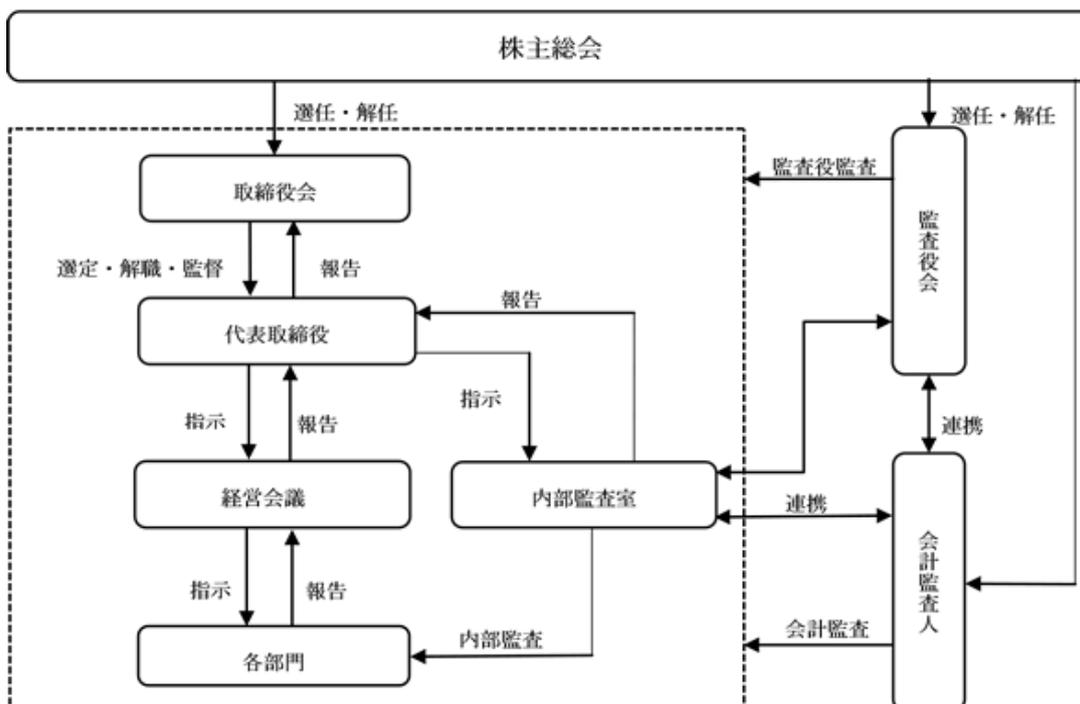
重大な意思決定については、代表取締役の指揮のもと情報取扱責任者、経営企画部、関係各部署で協議し、取締役会決議の事前に開示すべき会社情報に該当するか否かについて確認する方針であります。

3 決算情報

決算、第2四半期、四半期決算開示については、情報取扱責任者のもと経営管理部が決算短信、財務諸表等の数値情報及び定性的情報をそれぞれ取りまとめ、関係各部署と連携のうえ開示資料を作成しております。

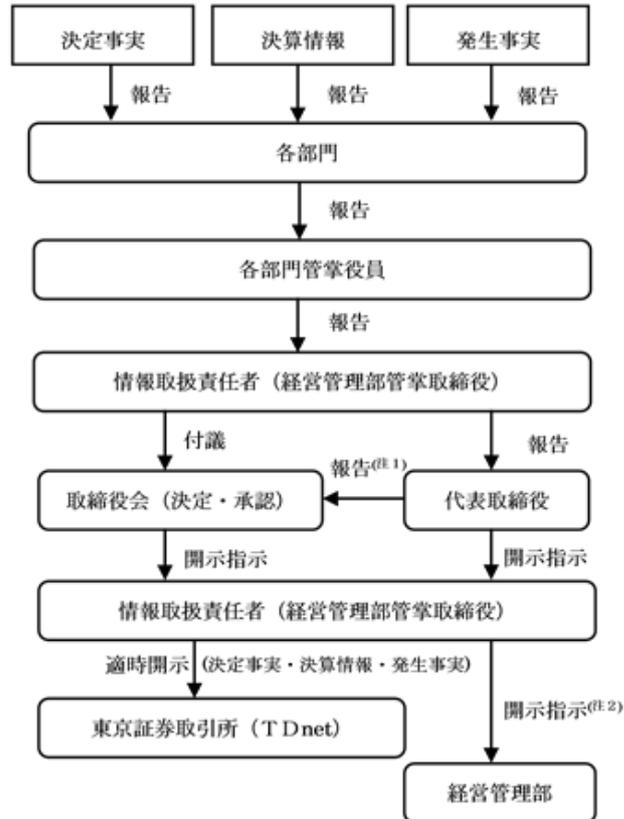
【コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)】

模式図によって示しますと、次のとおりであります。



【適時開示体制の概要（模式図）】

模式図によって示しますと、次のとおりであります。



- (注) 1. 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて取締役会に報告されます。
2. 適時開示後、当社 Web サイトを所管する経営管理部は速やかに掲載し公告します。